

衆議院法務委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 4 月 10 日（水）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

・山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者）田所嘉徳君（自民）、浜地雅一君（公明）、山尾志桜里君（立憲）、黒岩宇洋君（立憲）、松平浩一君（立憲）、源馬謙太郎君（国民）、階猛君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

田所嘉徳君（自民）

- （1） 債務者財産の開示手続違反に対する罰則強化の内容の実効性についての法務省の見解
- （2） 第三者からの情報取得手続
 - ア 強制執行の対象となる債務者の金融資産には生命保険契約解約返戻金や暗号資産等もある中、第三者から情報の取得を求めることができる債務者財産を預貯金債権に限定した理由
 - イ 債務者の預貯金債権に係る情報の取得手続について、財産開示手続の前置を不要とした理由
 - ウ 第三者が裁判所に情報提供した場合の債務者への通知義務は債務者財産の隠匿を誘発するのではないかとの懸念に対する具体的な対応策
 - エ 情報を提供する金融機関である第三者が債務者に融資している場合において、自己の債権回収を優先させるため結果的に債権者に不利益が生じるおそれに対する防止策の必要性
- （3） 差押禁止債権の範囲変更
 - ア 同制度の趣旨
 - イ 平成 29 年の東京地裁本庁において給与等債権を差押債権とする差押禁止債権の範囲変更の申立てを却下した事案の具体的な内容
 - ウ 裁判所書記官が差押禁止債権の範囲変更の手続を教示する制度創設による利用促進の効果についての法務省の見解
- （4） 国内の子の引渡しの強制執行において、子と債務者の同時存在の原則を不要とすることによって得られる効果及び執行官が事案に応じて子及び債務者に配慮した適切な対応を執る必要性

浜地雅一君（公明）

- （1） 国内の子の引渡しの強制執行における法テラスの活用
 - ア 予納金から支弁する児童心理学の専門家が子の引渡しの強制執行に立ち会う場合に要する費用は法テラスの援助の対象か否かの確認
 - イ 児童心理学の専門家が子の引渡しの強制執行に立ち会う場合における日当額の引上げの必要性についての最高裁判所当局の見解
 - ウ 差押禁止債権の範囲変更の申立ての際に掛かる費用額
 - エ 法テラスの援助開始決定前に代理人となった弁護士の弁護士費用を法テラスから事後に支払を受けることの可否
- （2） ハーグ条約実施法（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律）に基づく子の返還の代替執行において、債権者が不出頭のまま解放実施をした割合
- （3） 第三者からの情報取得手続
 - ア 預貯金債権等を除いた第三者からの情報取得手続の対象である債務者の財産について、財産開示手続を前置する趣旨及びその理由

- イ 誰でも取得できる不動産情報について財産開示手続を前置する理由
- ウ 預貯金債権において銀行口座の残高まで情報提供されるか否かの確認

山尾志桜里君（立憲）

- (1) 国内の子の引渡しの強制執行
 - ア 子の引渡しの強制執行に児童心理の専門家がおよそ関与しているとは言いがたい状況にあることの原因についての最高裁判所当局の見解
 - イ 児童心理の専門性を一定程度有していると見込まれる執行官の人数
 - ウ 執行官の手数料を負担する者及び手数料の額
 - エ 執行補助者の手当を負担する者及び手当の額
 - オ 子の引渡しの強制執行において執行補助者として児童心理の専門家を付ける制度があること、その費用が債務者負担となること及び打合せや現場でのアドバイスを受けることが可能であることについての債権者に対する事前告知の有無
 - カ オの事前告知をする主体
 - キ オの事前告知をする役目を担っていることを執行官に徹底する必要性
 - ク 執行費用の予納が経済的に困難である債権者に対する救済措置の検討についての最高裁判所当局の見解
 - ケ 子の引渡しの強制執行に児童心理の専門家が関与する必要性についての法務大臣の見解
- (2) 女性の執行官の不存在
 - ア 女性が執行官に採用された実績の有無
 - イ 平成 29 年度及び 30 年度の執行官採用選考試験における女性の応募状況
 - ウ 女性が執行官に採用されない理由についての最高裁判所当局の見解

黒岩宇洋君（立憲）

- (1) 平成 29 年度及び 30 年度の執行官採用選考試験の合格率
- (2) 国内の子の引渡しの強制執行
 - ア 現行の民事執行法では子の引渡しの直接的な強制執行の申立ての前に間接強制の申立てを行うか否かを債権者が選択できることの確認
 - イ 子の引渡しを目的とした間接強制の 1 年当たりの申立件数
 - ウ 間接強制により実際に子の引渡しが行われた件数
 - エ 現行の民事執行法では子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては間接強制の前置が要件となっていないことの確認
 - オ 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に間接強制の前置を要件とすることによって、前置を要件としない現在の直接的な強制執行よりも速やかな子の引渡しが実行しにくくなるとの懸念に対する法務省の見解
 - カ 国内の子の引渡しあるいは国際的な子の返還の強制執行において、間接強制が行われた後に直接的な強制執行に移行するまでの期間の目安
 - キ 国際的な子の返還の強制執行において、間接強制の決定後に代替執行にまで至った件数及び代替執行により返還された子の数
- (3) 不動産競売における暴力団員の買受け防止
 - ア 暴力団の構成員と準構成員の定義及び暴力団員の認定基準
 - イ 警察における暴力団の準構成員の名簿の存否
 - ウ 警察に名簿がなくても暴力団の準構成員か否かの照会に回答できるとする根拠
 - エ 約 200 の暴力団事務所の物件が不動産競売の履歴を有し、そのうち準構成員が関与したものが

1%あると算定した根拠

松平浩一君（立憲）

- (1) 債務者財産の開示手続
 - ア ドイツや韓国に比べて我が国の財産開示手続の利用が低調な原因
 - イ 財産開示手続の申立ての要件である先に実施した強制執行の不奏功等について、本法律案では見直しをしないこととした理由
 - ウ 財産開示手続の再実施の制限期間に関する規律について、本法律案では見直しをしないこととした理由
 - エ 債務者の責任財産を減少させる可能性がある開示義務者の財産開示手続違反に対する制裁金について、債権者を害するような現行の運用状況でないことの確認
- (2) 第三者からの情報取得手続
 - ア 銀行等に対して債務者の預貯金債権に関する情報提供義務を課している根拠
 - イ ファイナンスの分野の進展を踏まえ、時代に即した差押え手続や情報取得手続の在り方を検討していく必要性についての法務大臣の見解

源馬謙太郎君（国民）

- (1) 国内の子の引渡しの強制執行
 - ア 子の引渡しの強制執行において一定の場合に間接強制の前置を不要とした理由
 - イ 間接強制の前置を不要としながら債務者に対する審尋手続を原則必要とすることによる強制執行の実効性に与える影響
 - ウ 債権者本人が執行場所に出頭することができない場合に、債権者の代わりに出頭が認められる代理人の具体的な属性
 - エ 債権者側に子との間に一定の精神的なつながりのある親族がいない場合に選任され得るウの代理人及びその適格性を考慮する要件のうち「知識及び経験その他の事情」の具体的内容
 - オ 執行場面では、子の年齢や置かれた状況に応じて、その気持ちや考え方に配慮する必要があるが、これは児童心理の専門家の関与だけで十分対応できるのか否かについての法務大臣の見解
- (2) 本法案による改正で、米国からハーグ条約不履行国として分類された原因が十分に解消できると考えるのか、あるいは更に改善が必要と考えるのかについての法務大臣の見解
- (3) 離婚後の共同親権の在り方についての法務大臣の見解
- (4) 不動産競売における暴力団員の買受け防止
 - ア 暴力団構成員や準構成員の人数の減少分が、いわゆる半グレと呼称される集団に流れている可能性についての警察庁の見解
 - イ いわゆる半グレ対策についての警察庁の現在の方針及び取組状況
 - ウ いわゆる半グレを利用した暴力団員による買受けの申出、あるいは半グレが独自に行った買受けの申出への対応についての法務省の見解
 - エ 不動産競売における買受け防止の範囲を、いわゆる半グレなどの他の犯罪組織にも拡大していく必要性についての法務大臣の見解

階猛君（国民）

第三者からの情報取得手続

- ア 性被害による精神的苦痛に基づく慰謝料請求権を有する者が、給与債権に係る情報取得手続の申立てをすることができる身体の侵害による損害賠償請求権を有する者に該当するか否かの確認

- イ 詐欺等の被害による精神的苦痛に基づく慰謝料と財産の被害回復を併せて損害賠償請求訴訟を提起し認容された者による、給与債権に係る情報取得手続の申立ての可否
- ウ 給与債権に係る情報取得手続について、財産開示手続の前置をすべきでないとの考えに対する法務大臣の見解
- エ 債務者が第三者に対して自己の情報の開示について同意すれば第三者の守秘義務が解除されると考えられることから、給与債権に係る情報取得手続の申立てに関し債務者の異議申立ての機会が与えられている以上、財産開示手続の前置は不要であるとの考えに対する法務省の見解
- オ 第三者の守秘義務を解除するために執行抗告では不十分としている理由
- カ 預貯金債権に係る情報取得の手続において、第三者が裁判所に情報提供した場合の債務者への通知義務が債務者財産の隠匿を誘発し得ることに対する懸念

藤野保史君（共産）

- (1) 第三者からの情報取得手続
 - ア 給与債権に係る情報を取得できる債権者の範囲を、養育費や離婚に伴う財産分与又は生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみに限定した理由
 - イ 給与債権に係る情報を取得できる債権者の範囲を限定した趣旨を踏まえて本制度が運用されるよう注視していく必要性についての法務大臣の見解
- (2) 差押禁止債権の範囲変更
 - ア 差押禁止債権の範囲変更の申立ての認容実績の有無
 - イ 差押禁止債権の範囲変更の手続の教示制度の新設の効果を検証する必要性
 - ウ イの検証の結果、同手続の利用が増加しない場合、給与等債権差押禁止の最小限度額を設けることを検討する必要性についての法務大臣の見解
- (3) 本法案により財産開示手続の利用件数の増加が見込まれることから、裁判所の執行係の職員を増員する必要性
- (4) 国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行において家庭裁判所調査官等が果たす役割
 - ア 国内の子の引渡しの強制執行において家裁調査官が果たす役割の重要性についての最高裁判所当局の認識
 - イ 本法案で執行官が子の心身に及ぼす影響等に配慮すべきことが明記されたことにより、国内の子の引渡し等の強制執行において家裁調査官が果たす役割が更に重要になるとの考えに対する最高裁判所当局の見解
 - ウ 家裁調査官が子の引渡し等の強制執行の現場に臨場することの制度上の可否
 - エ 国内の子の引渡しの強制執行に当たり、児童心理の専門家と執行官との事前打合せが十分に行われていない理由
 - オ 本法案により国内の子の引渡しの強制執行において家裁調査官が果たす役割が更に重要になることから、10年間増減のない家裁調査官を増員する必要性

串田誠一君（維新）

- (1) 離婚後の共同親権制度
 - ア 児童の権利に関する条約の位置付け
 - イ 双方の親から養育を受けるという児童の基本的人権を保障する離婚後の共同親権制度が導入できないとする理由
 - ウ 我が国だけが離婚後の共同親権制度の下での親権の行使について父母の間で適時に適切な合意を形成できないおそれがあるとする根拠
- (2) 男女共同参画社会基本法第6条が規定する子の養育を行う「家族を構成する男女」は事実婚を含む

か否かについての法務大臣の見解

(3) 国内の子の連れ去り

ア 我が国からハーグ条約締約国に不法に連れ去られた子への当該国の対応

イ 国内における子の連れ去りに対する対応策

ウ ハーグ条約と同様に離婚後の子の監護について協議が整うまでは国内における子の連れ去りの場合に子を戻す必要性

井出庸生君（社保）

(1) 4月2日の法務委員会における法務省の答弁を踏まえ、刑法の強制性交等罪及び準強制性交等罪の本質を同意のない性交に求めるという見解は肯定し得ると言えることの確認

(2) 家族

ア 離婚をめぐる法制における「家族」についての法務大臣の見解

イ 法務大臣のいう「家族」に事実婚が含まれるのかについての確認

ウ 多様な家族の在り方を尊重した法制度を検討する必要性